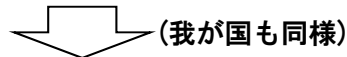


大学教育の主要課題について（概括）

1. 歴史的・国際的に確立された考え方（大学制度の発祥 → 近現代）

- 大学は、歴史的・国際的に確立された共通の考え方により、
 - ・ 高度な教育と、それを支える研究を行い、
 - ・ 自主的・自律的に活動し、
 - ・ 大学固有の性格に基づいて学位を授与する、
- 団体であり、こうした仕組みが、各国で制度的な保証を受けているもの。



（我が国も同様）

2. 我が国の大学法制（（明治～）戦後 → 現代）

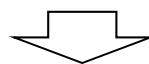
- 大学に、一定の社会的役割や公益を実現する目的が設定され、それに沿って制度的な体系（法制）が整備。この体系の中心が、大学固有である学位制度。
- 具体的には、教育基本法や学校教育法により、基本的な枠組みが整えられている。

【学校教育法】

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第104条 大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする（短大卒業者には短期大学士の学位を授与）。



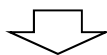
（今日的な要請に照らし、学位を授与する課程の確立・充実をどう進めるか）

3. 現在の大学教育の主要課題（質の保証・向上のため）

- 学位課程に関し、2つの観点と、その効果的な実施が主要課題
（「21世紀答申」（H10）や「将来像答申」（H17）～）

（1）大学教育を通じた共通基盤の確立

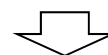
- ・ 入学・修学・卒業にわたる教育方針：「学士課程答申」（H20）
- ・ 大学院教育の実質化の推進：「大学院答申」（H17, H23）



これまでの検証と更なる展開
（審議要請①）

（2）各大学の個性・特色の発揮

- ・ 「将来像答申」で機能別分化への対応に言及
⇒ 各大学の使命（ミッション）の明確化



支援策の具体化
（審議要請②）

あわせて、これらのためのガバナンス強化
（審議要請③）

（大学分科会での審議）

また、

- ・ 震災後の我が国の人材育成のあり方、
- ・ 産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、

を踏まえて審議。